

## 令和5年度12月補正予算主要施策

| 施策名<br>(予算事業名)        | 障がい児通所サービスの支給基準の拡充等<br>(児童発達支援等事業)   | 新規<br>拡充                 | 予算書<br>(P16) |
|-----------------------|--|--------------------------|--------------|
| 令和5年度<br>12月補正<br>予算額 | ①児童発達支援給付費[拡充分](19,122千円)<br>②放課後等デイサービス給付費[拡充分](11,250千円)<br>③放課後等デイサービス給付費[不足分](159,282千円)   | 合計                       | 189,654千円    |
| 概要                    | <p>◆ 取組の内容</p> <p>①児童発達支援の支給基準を見直し、これまで、保育所等の利用状況に応じて支給量を決定していましたが、この制限を取り払い、保護者が希望する日数での利用が可能となります。また、原則、支給の対象外としていた3歳未満の支給を開始し週2日の利用が可能になります。</p> <p>②医療的ケア児と重症心身障害児の放課後等デイサービスの支給基準を見直し、これまで、原則、小学生は週3日以内、中・高校生は週4日以内でしたが、この制限を取り払い、保護者が希望する日数での利用が可能となります。</p> <p>③放課後等デイサービスの給付費増加に対応するため増額補正をします。</p> <p>◆ 取組の目的・背景</p> <p>①児童発達支援については、早期療育の機会拡大を図るため、支給基準を見直し、拡充するとともに、原則対象外としていた3歳未満に対する支給も開始します。これにより、障がい児福祉計画に基づき、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の開設を促進していきます。</p> <p>②障がい児福祉計画に基づき、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の開設を促進している中、今年9月に、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の新規開設があり、提供体制が整ったため支給基準を見直し、拡充します。</p> <p>③放課後等デイサービスの利用者等の増加が見込まれるため、不足する給付費を増額します。</p> <p>◆ 取組により得られる効果</p> <p>発達に何らかの支援が必要な子どもが療育を受ける機会拡大と医療的ケア児等の放課後の居場所を確保することで、より安心して子育てできる魅力ある環境を整え、子育てしやすいまちづくりに向けた取組を加速させていきます。また、市内には、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所がないため、今回の支給基準の見直しを通じて新規事業所の開設も促していきます。</p> <p>この他、障がい児通所サービスの支給を切れ目なく安定的に給付いたします。</p> <p>◆ 対象となる児童数(見込)</p> <p>令和5年11月時点の受給者証発行者数は、児童発達支援が222名、放課後等デイサービスが712名です。</p> <p>令和5年8月末時点で、こども家庭課が把握している医療的ケア児と医療的ケアのある重症心身障害児は31名、医療的ケアのない重症心身障害児は11名です。</p> <p>◆ 開始予定時期</p> <p>令和6年1月から</p> <p>◆ 県内(あるいは全国)他団体の状況</p> <p>県内において、同様な取組を実施している自治体はあります。</p> |                          |              |
| 担当課                   | 部署   | 健康・こども部 こども家庭課 こども発達支援担当 |              |
|                       | 担当   | 課長代理 佐伯                  |              |
|                       | 電話   | 0463-32-2738(直通)         |              |

